

別 添

「臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続との関係等について」の一部改正新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	現 行
<p>第1 検視等の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」(以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖(検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。以下同じ。)、<u>警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)第4条第2項の規定に基づく調査等の手続をいうものであること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p>	<p>第1 検視等の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指針の第12の5の「検視その他の犯罪捜査に関する手続」(以下「検視等」という。)とは、検視、実況見分、司法解剖(検証許可状又は鑑定処分許可状を得て行われる解剖をいう。以下同じ。)、<u>警察官が国家公安委員会規則に基づいて行う死体見分等の手続をいうものであること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p>